

北里大学医療衛生学部実験動物施設利用心得

1998 年 4 月 21 日制定

1999 年 3 月 21 日改訂

2000 年 3 月 16 日改訂

2002 年 3 月 20 日改訂

2004 年 1 月 21 日改訂

2005 年 2 月 9 日改訂

2020 年 1 月 15 日改訂

2020 年 11 月 11 日改訂

1. 実験動物施設の運営と利用

- 1) 本心得は医療衛生学部実験動物施設（以下施設という）運営規程第 10 条にもとづき、施設利用の細則を定めるものです。施設利用者は、本心得を遵守すると同時に、施設長、実験動物管理者、ならびに飼育員の指示に従って施設を利用してください。

2. 施設利用者の登録

- 1) 北里大学動物実験・実習計画書（以下計画書という）（書式第 1 号、1 号-2、1 号-3 又は 1 号-4 本学部専用様式で新規、継続、学部内・外の区分あり）により医療衛生学部長（以下学部長という）より実験実施者として承認されている者で、医療衛生学部（以下本学部という）の定める教育訓練ならびに「3. 実験動物施設利用者の教育」に述べる利用者講習会を受講したものは、実験動物施設入室登録申請書により施設利用者となることができます。
- 2) 教員は本学部ならびに施設の定めに従い、教育訓練と利用者講習会を受講し、実験動物施設入室登録申請（書式第 26-A 号）の手続きを行ってください。
- 3) 大学院生・卒業研究学部生等の施設入室登録期間は年度をまたがないものとし、年度毎に教育訓練ならびに利用者講習会を受講し、実験動物施設入室登録申請（書式第 26-B 号）の手続きを行ってください。
- 4) 利用開始後に不適切な実験計画と判断された、又は、動物実験等の実施が不適切であった場合は、施設の利用を取り消すことがあります。

3. 施設利用者の教育

- 1) 施設は、施設利用者ならびに利用予定者を対象に利用者講習会を開催します。
- 2) 既に講習会を受講している者には講習会への受講の義務を免除する場合があります。

4. 施設利用申込書の提出

- 1) 施設利用者が動物を購入し、施設で飼養する場合には、実験内容に応じた実験動物

施設利用申込書（書式13号-A又は13号-B）を施設に提出し、承認を受けてください。利用申込書には計画書の承認番号の記入が必要です。なお、科研費等の検収を要する研究費で動物を購入する際には、申込書に朱書きでその旨を記載してください。入荷時に施設で検収を実施します。申込用紙の提出がない場合、業者からの動物の納品は原則としていたしません。施設を経由せずに、直接、動物実験室（承認を受けた区分）各研究室宛に動物を納入する場合は、必ず業者にその旨を指示してください。

- 2) 施設は、北里大学における動物実験等に関する規程、導入動物の微生物学的清浄性などの観点から利用申込書を検討し、申込者に許可又は不許可を通知するものとします。この際、施設全体の使用状況により動物の導入を制限することがあります。
- 3) 一般の実験動物（遺伝子改変動物でない）を購入する場合は、【一般動物実験】医療衛生学部実験動物施設利用申込書（書式第13号-B）を入荷日の1週間前までに施設に提出してください。
- 4) 遺伝子改変動物（トランスジェニックマウス等）の購入又は譲り受けを行う場合には、【Tg動物実験】医療衛生学部実験動物施設利用申込書（書式第13号-A）を導入の1ヶ月前までに施設に提出し、承認を得受けてください。
- 5) 3)、4)とは別に、DNA導入、感染実験（有害物質を用いた実験とコンベンショナル環境下での非感染実験を含む）、を実施しようとする場合には、それぞれ、DNA導入実験医療衛生学部実験動物施設利用申込書（書式第16号-A）、感染実験エリア医療衛生学部実験動物施設利用申込書（書式第16号-B）を、実験動物導入日の2週間前までに施設に提出し、承認を受けてください。

5. 動物導入に際しての留意点

- 1) 利用者が施設に導入するマウス、ラット、モルモットはSPFとしてください。日本クレア、日本チャールスリバー、日本エスエルシーから購入する場合には、各業者から微生物検査の検査証が提示されていますので施設では検疫を行いません。
- 2) これらの業者から購入した動物で、飼育委託をした場合は、指示に従い施設が飼育室に運び入れ、ケージに収容します。それ以外の場合は、動物が納品され次第、利用者に連絡をします。利用者は責任を持って動物を受け取ってください。
- 3) 利用者は納入された動物の伝票（物品調達申請書等）の処理を速やかに行ってください。
- 4) 上記の業者以外の業者から、もしくは国内外の研究機関からのマウス、ラット等を導入する場合は、利用者は事前に微生物検査の結果を施設に提出し、導入の可否を相談してください。その結果によっては、動物のSPF化を行っていただきます（費用は利用者負担）。
- 5) 飼育、実験中において実験に不適と判定された動物は、実験動物管理者が利用者と協議して、適切な処置をとります。
- 6) 飼養中の動物に異常が認められた場合には、利用者は速やかに施設に連絡してくだ

さい。

- 7) 施設において動物の自家繁殖を行う場合、利用者は年間4回（6月末日、9月末日、12月末日、3月末日）、実験計画、系統、雌雄の別ごとに飼育数、飼育ケージ数を施設に報告（書式第25号）してください（本心得「10. 動物の施設内繁殖について」参照）。
- 8) 実験動物管理者は必要に応じ検疫と微生物モニタリングを行います。陽性反応の生じた場合には利用者と施設が協議して適切な対応を行います。

6. 施設への入・退室法、利用時間と入室用カードの貸与

- 1) 利用者の施設への出入り口は施設正面玄関とし、施設利用者は身分証明書（学生は学生証）を用いて入室してください。身分証明書を持たない施設利用者には入室用カードを貸与します。卒業研究学部生のみでの入室は禁止します。専任教員が付添い指導してください。
- 2) 施設は入室日時を記録、保管します。
- 3) 施設の利用時間は、平日は午前9時から午後5時です。時間外の利用の際は、予め実験動物施設時間外使用届（書式第15号-A、15号-B）を提出してください。
- 4) 身分証明書（学生は学生証）・貸与された入室用カードの破損、紛失などは直ちに施設に届け出てください。

7. 動物飼育室・実験室への入退室手順

- 1) 施設はSPF実験動物エリア（飼育室8室、実験室2室、処置室1室など）、管理エリア（管理室、倉庫など）、洗浄室、と感染実験エリア（実験室1室など）になっています。
- 2) SPF実験動物エリアおよび感染実験エリアに入室する際は次のような手順で行なってください。

① SPF実験動物エリアを利用する場合：

正面玄関で茶色のサンダルに履き替えてください。SPFエリア内への持ち込み品がある場合は、パスボックスを利用してください。更衣室手前で実験衣、帽子、マスク、手袋（ディスポーザブルの帽子、マスク、手袋は利用者で準備。施設内に一時保管のためのロッカーを用意します）を持って、サンダルを脱いでスノコの上を歩き、男女各々のSPF更衣室に入室してください。更衣室内の洗面台で手洗い消毒をしてから、実験衣を着て帽子、マスクと手袋を着用してください。更衣室後室に準備してあります青色のサンダルの底面を消毒したのち、それに履き替え、続いて手袋の表面を消毒します。そののちエアーシャワーを通過してSPF実験動物エリアに入り作業を行ないます。

② 感染実験エリアへの入室：

感染実験エリアは感染実験系医療衛生学部実験動物施設利用申込書により承認された利用者のみが入室できます。感染室への入室は①と同様に正面玄関で茶色の

サンダルに履き替えて施設内に入室し、感染実験室更衣室前で茶色のサンダルを脱ぎ、更衣室扉の内側の赤色帯のサンダルに履き替えてください。感染実験室の詳細な利用法は本心得「16. 感染実験室利用マニュアル」を参照してください。

- 3) 同一日に、SPF実験動物エリアと感染実験エリアの両方に入室することは極力避けてください。同一日に両エリアを利用する場合は、SPF実験動物エリアに入室した後で感染実験エリアに再入室、と動線と安全性を良く考えてから行動してください。止むを得ず感染実験エリアに入室後、SPF実験動物エリアに再入室する必要がある場合には、感染実験エリア退室後にシャワーを浴び、着衣を交換する必要があります。
- 4) 本施設以外の動物飼養施設（SPF施設、コンベンショナル施設の別を問わず）、他機関（他大学・他学部）の動物実験室に立ち入ったり（立ち入り当日の動物実験の実施の有無を問いません）、愛玩動物又は野生のげっ歯類（リス、ウサギ、ハムスターを含む）に触れた場合も、同一日に本施設SPF実験動物エリアに入室することを原則禁止いたします。
- 5) SPF実験動物エリアからの退出は、入室と逆の手順で行ってください。実験衣、帽子、マスク、手袋の脱衣、脱帽は更衣室で行い、使用済み実験衣は更衣室内の脱衣かごに返却、その他はゴミ箱に捨ててください。施設から持ち出す試料、使用した実験器具の搬出にはパスボックスを利用してください。動物の搬出法は「11. 施設外への動物の搬出と再搬入の禁止」を参照してください。

8. 飼育カードとカードプレートについて

- 1) 飼育委託をした場合、購入動物の飼育室への導入は飼育員が行います。動物は利用申込書に記載の請求ケージ数に均等に分配し、余剰動物がいる場合、最終ケージに收容されます。余剰動物が不要の場合は、発注時に業者へ不必要の旨を伝えてください。
- 2) 各ケージにはカードプレートが付けられ委託内容によりカードの色分けがされます。
- 3) 自家繁殖している動物を除いて、ケージ、エサ、給水ビンの交換は施設が実施します（週1回）。ケージ、飲水、エサの交換の一部又は全てを利用者自身が行なう場合（特殊な飼料や飲水を与える場合など）は利用申込書の最下段にその旨を記載してください。

飼育委託内容	カードの色
飼養者による全ての交換	白色カード
利用者が飲水を交換する時	青色カード
利用者がエサを交換する時	黄色カード
利用者が全部を交換する時	赤色カード

また、購入動物の飼育室への搬入を利用者が行なう場合はその旨を利用申込書に記載してください。なお、赤色カード（利用者が全部を交換）とした場合は、特記な

き場合は、購入動物のS P Fエリアへの搬入も利用者となります。

- 4) 施設への伝達事項は、管理室前に設置の物品要求表の右端の欄に記入してください。
- 5) 利用者によるケージ交換は、原則として週1回とします。月曜日から金曜日の午前中に交換を行い、交換したケージは午後1時までにパスルームに搬出してください。使用せずに余ったケージも、翌週に持ち越さないで、その都度パスルームに搬出してください。
- 6) 利用者によるケージ交換では交換終了後、テーブル、棚および床を次亜塩素酸ナトリウム消毒液（希釈倍率500倍水溶液）で十分に清掃してください。飼育室は複数の利用者が使用しますので、後片付けは各利用者が責任をもって行ってください。
- 7) ケージ交換をする利用者は施設を出る際に、管理室前設置のボードに翌週のケージ交換日と必要ケージ数ならびに実験器材について必ず記入してください。記入が無い場合には滅菌済みケージ等の準備がされません。ケージ交換の定期スケジュールについては、事前に施設と相談してください。
- 8) 連休・夏季・冬季休暇等で飼育員が不在時に、利用者がケージ交換を行う場合には、事前に施設と打合わせをしてください。この場合、交換後のケージの洗浄、後片付けを利用者自身で行っていただく場合があります。
- 9) 感染実験エリアでの、動物の搬入、飼育、管理及び清掃作業は、利用者自身で行なってください。

9. 施設内での実験終了時の実験動物等の処理

- 1) 実験動物の死体は、黒色ビニール袋に入れ、パスボックス経由でS P Fエリア外に搬出、専用フリーザーに収納してください（死体数等を記録用ノートに記入すること）。使用済みのケージ等は、ケージ搬出用不織布袋等に入れてパスルームに搬出してください。
- 2) 薬品類の管理および廃棄は利用者の責任で行なってください。
- 3) 利用者は、飼育、実験等で生じた汚物、塵芥を各自で所定の容器に収納してください。
- 4) 特殊廃棄物（感染実験や有害化学物質を用いた実験に供した動物等）の処理は、「16. 感染実験室利用マニュアル」を参照してください。

10. 動物の施設内繁殖について

- 1) 長期飼育にかかる飼育コストや感染症発生のリスク等の低減のため、実験動物は施設内での繁殖を行わず、その都度、信頼のおける業者から購入することを原則とします。
- 2) 遺伝子改変動物など特殊系統の維持・利用など施設内での自家繁殖によらざるを得ない場合は、以下の項目を遵守し、適正に動物を飼育するとともに、飼育動物数を把握してください。

- ① 自家繁殖している動物のケージ交換作業は実験実施者が行ってください（赤色カード対応）。哺乳中など特殊な場合を除き、交換頻度は離乳・ケージ分けまでは動物飼育施設の定める頻度（毎週1回）を厳守してください。
- ② 自家繁殖により飼育する動物の最大数は、あらかじめ動物実験計画により申請した数を超えないよう注意してください。
- ③ 年間4回（6月末日、9月末日、12月末日、3月末日）、動物実験計画・系統・雌雄の別ごとに、飼育数と飼育ケージ数を管理者に報告してください（書式第25号）。
- ④ 生後3～4週間後で実験実施者が離乳・ケージ分けを行い、過密飼育や予期せぬ二次繁殖等が生じないように注意してください。
- ⑤ 自家繁殖で増えた動物は産後すぐの死亡や親により食殺されるケースがあるため、生後3～4週間後（離乳後）のケージ分け時点からの数を飼育数としてください。
- ⑥ 他の実験実施者が自家繁殖させた動物を譲り受ける場合、譲受方は譲り受けにより動物を入手する旨を（入手後譲り受け者が自家繁殖により動物を増やす場合はこれについても）明記した実験計画の承認（変更の承認を含む）を受けている必要があります。また、譲受方は書式第13号-Aにより、実験動物管理者に申し出る必要があります。
- ⑦ 施設内での上記動物の移動に際しては、譲渡・譲受側双方の実験実施者（教職員に限る）の立ち会いのもとで行ってください。また、移動の旨を動物実験自家繁殖動物報告書（書式第25号）に明記してください。
- ⑧ 自家繁殖で増えた動物を他施設の研究者等に譲渡する場合は、施設にご相談ください。

1 1. 施設外への動物の搬出と再搬入の禁止

- 1) S P F 実験動物エリアから施設外の本学部各研究室への動物の搬出は、i) 搬出先が動物実験室として承認されており、なおかつ、ii) 搬出先での同一動物の48時間以上の保管がない（注）、の2条件を満たす必要があります。
注： 同一実験室に持ち出されている全てのマウス・ラット・モルモット等に適用されます。
- 2) 施設外に持ち出した動物を再度施設内へ持ち込むことは禁止します。
- 3) 一般の実験動物を飼育室から搬出する時は、まず、飼育室内で飼育ケージをケージ搬出用不織布袋に入れ、パスボックスを経由してS P F エリアの外に持ち出してください。この際、動物の逸走および臭気拡散を防止するよう配慮してください。
- 4) 遺伝子改変動物の持ち出しは、以下の手順で行ってください。
 - ① ケージ搬出用不織布袋に入れてケージごと飼育室からパスボックスまで移動させる。
 - ② パスボックス外に準備した「取扱い注意」の札（施設で用意します）をつけた消毒

済み移動用容器(注1)にケージを搬出用袋ごと収納(移送中に動物が逃走しないように蓋をすること)してください。

③各動物実験室(注2)へ移送してください。

(注1)エコンアーク容器(販売元:シントー工業株式会社、動物飼育機器取扱各社で取扱有り)等の丈夫な蓋のできる容器。持ち出すケージサイズに応じて利用者が手配し、実験動物施設内に持ち込むのに先立ち、利用者の責任で十分な洗浄と消毒を実施すること。

(注2)遺伝子組み換え動物を利用するための指定を受けていること。

5) 動物の死体を施設外へ搬出する時は、黒色ビニール袋に入れる等、外から見えないよう配慮してください。

1 2. 動物を施設外へ持ち出した場合の注意事項(SPFエリア内への入室制限)

- 1) 施設外の動物実験室に持ち出された動物は、感染症に罹患する危険性が高くなります。持ち出した動物は48時間以内に殺処分し、動物実験室の清浄な環境の保持に努めてください。
- 2) 施設外に持ち出した飼育器材等は、ケージ搬出用不織布袋に入れるか、ドラフトに入れるかして臭気拡散の防止に努めてください。利用した飼育器材等は施設の洗浄室まで、48時間以内に返却してください。ただし、洗浄の受付は午後1時まで(月曜日から金曜日)です。返却が午後1時を過ぎる場合や土日祝日となる場合は、一時的に各研究室で保管の後、後日速やかに返却してください。この際も、ケージを搬出用不織布袋やドラフト内に保管し、臭気拡散を防止してください。また、必要に応じて動物実験室や実験台を清掃・消毒し、実験室が万一の感染源となることの無いようにご注意ください。
- 3) 上記2)の処置をとらずに動物実験室内に汚れた飼育機材等を放置した場合は、動物や汚染ケージとの直接の接触の有無を問わず、当該動物実験室に立ち入った方の同一日中のSPF実験動物エリアへの入室を禁止します(洗浄室までの立ち入りは許可します)。同じ研究室の共同利用者(学生を含む)が、立ち入り禁止となることのないようにご注意ください。
- 4) 動物の死体の処理を施設に依頼するために施設に搬入する場合も、黒色ビニール袋に入れる等、外から見えないよう配慮し、死体は死体置き場(フリーザー)に入れてください。なお、有害化学物質を投与した動物の死体は施設では処理できません。

1 3. 共用機器等の利用、実験機器の搬入・搬出について

- 1) 本施設は、共同利用を前提とした施設で、利用者の便に供する為、共同利用の実験機器が設置されています。利用者がこれらの実験機器類の利用を希望する場合は、施設に申し出てください。

- 2) 利用者が、実験の必要性から新規に実験機器を施設内に搬入したり、これらを搬出したりするには許可が必要となります。機器の搬入・搬出を希望する利用者は「医療衛生学部実験動物施設機器搬入・搬出申請書」（書式第19号）を施設に提出してください。ただし、持ち運び可能な解剖用具・注射器等はこの限りではありません。
- 3) 提出された申請は施設で許可の可否を検討します。
- 4) 施設内のスペースには限度があります。他の利用者の利便も考慮して許可は単年度とします。継続使用する機器については、年度毎に申請手続きをしてください。
- 5) 利用者の利便の為に、施設内の共用機器は原則として搬出、移動を禁止します。
- 6) 搬入された機器・装置等の維持・管理は申請者が責任を持って行ってください。搬入された機器に関する故障・紛失について施設管理者は一切の責任を負いません。機器の使用に伴う消耗品・修理費等は利用者が準備してください。
- 7) 搬入された機器・装置等には、所属・所有者を明示し、実験終了後は許可を得て速やかに搬出してください。

1 4. 実験室および施設内機器等の利用

- 1) 施設内の実験室を利用する場合には、「医療衛生学部実験動物施設実験室・施設機器利用申込書」（書式第20号）を年度毎に提出し、許可を得てください。
- 2) 施設内の機器・装置は共同利用です。丁寧に扱い、施設の許可無く勝手に移動しないでください。
- 3) 施設内の機器・装置が故障したときには、速やかに「機器故障連絡書」（書式第21号）に記入し、施設に連絡してください。
- 4) 施設内の冷蔵庫（飼料保管用低温飼料庫を含む）、冷凍庫（死体保管用フリーザーを除く）を利用する場合には、所有者、保存物の内容を明示し、更に備え付けのノートに記入してください。なお、低温飼料庫の利用については書式第22号により年度ごとに申請してください。また、使用状況により保存する飼料の量を制限することがあります。

1 5. 飼育器材、飼料ならびに実験器具などの準備

- 1) 施設では提出された実験動物施設利用申込書に基づき、飼育器材、飼料を準備しますので、記載事項は十分に検討してください。原則的に、これらの物品は、いずれもオートクレーブ滅菌を行ってあります。
- 2) 複数の利用者が使用する共同利用の実験器具等については、使用する前に施設と十分な検討を行ってください。
- 3) 特殊飼料は、滅菌処理された飼料を購入し、利用者各自で準備してください。
- 4) 特殊飼料の保存の為施設内の低温飼料庫を使用する場合には、予め「低温飼料庫利用申請書」（書式第22号）を施設に提出し、保管場所等の指示を受けてください。なお、低温飼料庫の使用状況により保存量等を制限することがあります。

16. 感染実験室利用マニュアル

感染実験エリアは次の部屋・施設があり、「BSL 2 実験室」の基準を満たしております。

- ・ 更衣室（1 室）
ロッカー
- ・ 洗浄・準備室（1 室）
流し、乾燥・保管用棚
- ・ 感染実験室（1 室）
安全キャビネット、密閉ボックス方式動物飼育装置（2 台）、大型高圧蒸気滅菌器（1 台、缶体有効寸法Φ440×501mm）

強制吸排気により感染実験室は陰圧となっておりますが、室内からは環境中にそのまま排気されます。室内の微生物学的清浄度はコントロールされていません。ただし、安全キャビネット、飼育装置や飼育ケージを消毒することで、飼育ケージ内の環境をコントロールすることが可能です。エリア内の更衣室、洗浄・準備室と感染実験室の室内清掃、必要な消毒は全て利用者負担となります（SPF 飼育室の環境保持のため、施設職員は原則立ち入りません）。ご協力ください。

感染実験エリアでは感染実験、有害化学物質を用いた実験と、やむを得ない場合のコンベンショナル環境下での動物飼育に利用できます。それぞれで利用法が若干異なりますので以下をご確認ください。なお、1 回の実験（申請）の利用期間は 4 ヶ月（開始前、開始後の消毒期間を含む）を上限とします（他に利用希望者がいない場合に限り継続利用可）。長期飼育や大量飼育はできません。年度をまたいでの継続は不可（毎年 4 月に 1 ヶ月ほど学生実習のための利用を優先するため）とします。また、施設維持のために設備・備品の整備（温湿度調整感知器、給排気特殊フィルター交換）、点検（防災防火設備品、安全キャビネット）、修理が実施されます。これらに際して実験の中止、実験期間の短縮を求めることがあります。

【1. 感染実験を実施する場合】

実験に用いる微生物は北里大学バイオセイフティ管理規程（平成 26 年 11 月改定、以下安全規程という）を遵守して取り扱ってください。また、取り扱う微生物名（学名、由来 & 特徴）、危険分類レベル、病原性、感染経路（一般的な & 実験で用いる経路）、有効な消毒薬と耐性である（無効な）薬品名などをあらかじめ施設にお知らせください（書式第 23 号）。感染室利用では、危険性を熟知した利用者が準備から終了時の消毒までを行うのを原則とします。

1) 安全実験責任者と感染動物実験エリア利用の届出

実験の概要について施設利用の申込用紙（書式第 16 号-B）を提出し、施設の承認を受けてください。バイオセイフティレベル（以下 BSL という）2 以上の場合は、安全規程に定める実験責任者（以下安全実験責任者という）を届け出る必要があります。この際、安全実験責任者は動物実験・実習責任者又は動物実験実施者として承認されてい

る必要があります。

- 2) 安全実験責任者（BLS 1 の場合にあつては動物実験・実習責任者）は、施設利用の申込とは別に以下の項目を実施してください。

- ①万一の場合の処置方法についての計画の立案。

（外傷などの予防方法と外傷を受けた場合の処理方法、緊急時の連絡手段）。

- ②洗浄・準備室の入り口に感染実験の安全実験責任者名（BSL 2 以上の場合。BLS 1 の場合にあつては動物実験・実習責任者）と承認を受けた共同研究者氏名、使用感染性微生物の菌名と危険度レベル、緊急連絡先を表示する。

- ③感染実験エリア（洗浄・準備室と感染実験室）の安全点検（実験室内の消毒薬の常備の確認、ガス、電気、感染実験器具などの整理整頓）

- ④実験者の健康管理。

- ⑤感染実験エリア外への搬出物品の安全管理。

- 3) 感染性微生物の持ち込み

安全規程に則り安全な方法で、施設の感染実験室に搬入してください。

- 4) 感染実験エリアの鍵の管理

利用承認を受けた動物実験・実習責任者は、施設より鍵の貸与を受けてください。当日の実験終了後は、責任を持って感染実験エリアを施錠してください。時間外に利用される場合は施設に相談して指示に従ってください。感染実験エリアの整頓、清掃、消毒（必要に応じて）は全て利用者の負担です。

- 5) 感染実験室への入退室

感染実験室へは、専用の実験衣を利用者ごとに用意し、感染実験エリア更衣室で着替えて入室してください。実験衣の滅菌には感染実験室の高圧蒸気滅菌器を利用してください。滅菌処理後の実験衣の洗濯には、洗浄室の洗濯機、乾燥機が利用できます（ただし、利用者によるセルフサービス）。感染性の微生物等による汚染などの場合は、直ちに、殺菌等の対応を取ってください。

- 6) 利用法

利用開始にあたり、必要な清掃・消毒を利用者自身で実施してください。また、利用の期間にわたり週 1 回以上の清掃を実施してください。利用期間終了時には更衣室、洗浄・準備室、感染実験室ならびに利用した機器備品の全てを清掃・片付け、必要な消毒（洗浄・準備室、感染実験室の壁と床を含む）を実施してください。なお、清掃道具等については施設に問い合わせてください。

- 7) 感染室の高圧蒸気滅菌器の使用方法

取扱い説明書の記載事項を遵守して安全に留意して使用してください。十分な蒸気圧の下降なしに急激に滅菌器の扉を開閉する事は危険であるばかりでなく、機器を傷める可能性があります。その場合には修理が済むまで使用出来なくなります。

- 8) 感染室での使用物品の準備

施設では、床敷き、固形飼料（一般使用）、ケージ、給水ビンを準備しますが、その消毒（必要な場合）は利用者自身でお願いします。感染実験室の高圧蒸気滅菌器には小型

のマウス用ケージしか入りません。利用申請時に施設と十分に打ち合わせてください。消毒アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石鹼は施設で準備します。感染実験専用の実験衣は、利用者で準備してください。

9) 使用物品の処理・動物の殺処分

感染実験室での使用物品は、試料を除き、全て滅菌して搬出してください。感染実験に供した動物は、生きたまま感染実験室から持ち出すことはできません。感染動物の死体は死体処理用滅菌缶に入れて高圧蒸気滅菌後、死体置き場（フリーザー）に入れてください。滅菌処理後、不要物品はごみ用ポリ袋に、注射器などの危険物は感染ゴミ箱に入れて感染実験区域外の指定された場所に搬出してください。搬出されたごみは施設が処理します。

【2. 非感染実験を実施する場合】

1) 感染実験エリア利用の届出

実験の概要について施設利用の申込用紙（書式第16号-B）を提出し、施設の承認を受けてください。

2) 感染実験エリアの鍵の管理

感染実験の場合に準じます。

3) 感染実験室の入退室

感染実験室へは、専用の実験衣を利用者ごとに用意し、更衣室で着替えて入室してください。使用した実験衣は、利用者自身で洗濯願います（市販のディスポガウンの利用が便利です）。

4) 利用法

利用開始にあたり、必要な清掃・消毒を利用者自身で実施してください。また、利用の期間にわたり週1回以上の清掃を実施してください。利用期間終了時には洗浄・準備室、感染実験室を清掃、消毒（次亜塩素酸ナトリウムによる床掃除）してください。ならびに利用した機器備品の全てを清掃・片付けてください。なお、清掃道具等については施設に問い合わせてください。

5) 感染実験エリアでの使用物品の準備と使用物品等の処理

施設では、床敷き、固形飼料（一般使用）、ケージ、給水ビンを準備します。滅菌済みのものの利用については施設に問い合わせてください。消毒アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石鹼は施設で準備します。実験衣は、利用者で準備してください。

6) 使用物品の処理・動物の持出しと殺処分

使用後の床敷き、ケージ、給水ビンは、洗浄室入り口までお返しください。動物を動物実験室に持ち出す場合は、ケージごと搬出用不織布袋に入れるなど動物の逸走および臭気拡散を防止するよう配慮してください。なお、遺伝子改変動物の持出しは、SPF飼育室からの持出し手順に準じます。動物の死体は黒いビニール袋に入れて、死体置き場（フリーザー）に入れてください。

【3. 有害化学物質を用いた実験を実施する場合】

1) 感染実験室エリア利用の届出

実験の概要について施設利用の申込用紙（書式第16号-B）を提出し、施設の承認を受けてください。

2) 感染実験エリアの鍵の管理

感染実験の場合に準じます。

3) 感染実験室の入退室

非感染実験の場合に準じます。

4) 利用法

非感染実験の場合に準じます。有害化学物質で汚染された可能性のあるゴミは、利用者で責任を持って（研究室へ持ち帰って）処理願います。そのほか詳細は本心得「17. 有害化学物質（発がん性化学物質や重金属等を含む）を用いた実験実施に関して」を参照してください。

5) 感染室での使用物品の準備

施設では、床敷き、固形飼料（一般使用）、ケージ、給水ビンを準備します。滅菌済みのものの利用は施設に問い合わせてください。消毒アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石鹼は施設で準備します。実験衣は、利用者で準備してください。

6) 使用物品の処理・動物の持出しと殺処分

利用後の床敷き、ケージ、給水ビンは、洗浄・準備室で洗浄・乾燥させたのち、洗浄室までお返しください。動物の持出しは非感染実験に準じます。なお、有害化学物質で汚れた床敷きや、これらを含む給水の残り、有害化学物質を投与された動物の死体の廃棄は施設ではできません。利用者で責任を持って（研究室へ持ち帰って）処理願います。

17. 有害化学物質（発がん性化学物質や重金属等を含む）を用いた実験の実施に関して

1) 計画書に、投与する化学物質（薬剤）の名称・調整法・調整場所・投与法（注1）・投与量・糞便や尿への薬剤の移行の程度、薬剤に暴露したケージや床敷の処理法などを詳細に記載してください。

2) 当該物質を投与した動物実験は、感染実験エリアを利用することとします。

3) 感染実験エリアの利用は本心得「16. 感染実験室利用マニュアル」に従うこととします。すなわち、有害化学物質に暴露したケージの洗浄は、感染実験エリアの洗浄・準備室で、利用者自らが実施することとします。また、汚れた床敷や有害物質を投与した動物死体の廃棄は、原則、利用者が行うものとします。

4) 有害化学物質を投与後、動物をケージ（注2）ごとに施設外に持ち出した場合：汚れたケージ（注3）は研究室で十分洗浄し、投与物質を除去してください。洗浄後のケージは施設の洗浄室へ返却願います。動物死体と汚れた床敷の処理は、各研究室で実施してください。

5) 本心得の他に、国立大学法人動物実験施設協議会環境保全委員会作成の「動物実験

施設等で使用する有害化学物質の取り扱いについて（特定化学物質）

https://www.kokudoukyou.org/index.php?page=siryou_rousai#header」に準拠するものとする。

（注１）当該物質を飲水や餌に混ぜて動物に与えることは避けてください。経静脈投与、腹腔内投与、経口投与など高度な手技が必要な投与法は熟練者に限ることとします。

（注２）施設からの搬出はＳＰＦエリアからの搬出方法に準ずることとします。

（注３）多数のケージを用いる場合はディスポのケージを別途購入して使用することも考慮してください。

18. 飼育経費

1) 飼育に必要な経費（動物別の飼料代、床敷代等）は年度ごとに施設で定めます。

19. その他

- 1) 感染によるとみられる動物の死亡やその他の異常が発見された時には、直ちに施設へ連絡してください。
- 2) 利用者は、施設内では不必要な他の飼育室等には出入りしないでください。
- 3) 施設利用の際のマスク、手袋などの消耗品は利用者各自で準備してください。
- 4) 時間外に実験動物施設を利用する場合は、利用終了後、利用者が責任を持って飼育室、施設内の火気や水道をチェック後、消灯してください。
- 5) 施設内での放射性物質を用いた実験、化学物質の暴露実験は禁止します。不明な点があれば、施設に相談してください。
- 6) 本施設外で飼育あるいは実習・実験に使用した動物の死体等を本施設内で処理するには、予め「動物死体処理願い書」（書式第18号）を施設に提出し、許可を受けてください。なお、焼却処分のための多数の動物の死体を施設へ搬入する時には、あらかじめ施設へ連絡してください。
- 7) 施設の洗浄と消毒を年1回実施します。その間実験動物の飼育を中止することがあります。
- 8) 実験動物施設入室登録をしていない者が入室する場合は、事前に「医療衛生学部実験動物施設利用未登録者の一時入室申請書」（書式第24号）を提出し、施設の許可を得てください。また、入室には利用登録されている職員が付き添ってください。
- 9) 本心得に加えて、施設利用者に遵守願いたい事項を、「申し合わせ事項」として施設が設定することがあります。

附則 この施設利用心得は平成10年4月1日から施行します。

附則 この施設利用心得は平成11年4月1日から施行します。

附則 この施設利用心得は平成12年4月1日から施行します。

附則 この施設利用心得は平成 1 4 年 4 月 1 日から施行します。

附則 この施設利用心得は平成 1 6 年 4 月 1 日から施行します。

附則 この施設利用心得は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行します。

附則 この施設利用心得は 2 0 2 0 年 4 月 1 日から施行します。

附則 この施設利用心得は 2 0 2 0 年 1 2 月 1 日から施行します。